

第二章 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

第九条 日本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3 前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む)を含むものとする。

4 第二項の規定によりその属する市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、同項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する。

5 第二項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

6 日本国民たる年齢満十八年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が三箇月に満たないもの(第四項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する者を除く)は、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなす。

7 第三項の規定は前項の市町村について、第五項の規定は前項の三箇月の期間について準用する。

二十四項：一部改正〔昭和三十年六月法律一六三号〕、五項：追加・旧五項：六項に繰下
〔昭和三十年五月法律一〇二号〕、二項：一部改正・三・四項：削除・旧五項：一部改正
し三項に繰上・旧六項：四項に繰上〔昭和四一年六月法律七七号〕、三項：追加・旧三項
：一部改正し四項に繰下・旧四項：五項に繰下〔平成十四年二月法律一四九号〕、一・
二項：一部改正〔平成二十七年六月法律四三三号〕、六・七項：追加〔平成二十八年二月法律八
号〕

〔参照〕憲法一〇（国民の要件）・二四一（法の下の平等）・一五三（普通選挙の保障）・
四四（議員及び選挙人の資格）・九三二（地方公共団体の機関の直接選挙）、法一一（選
挙権及び被選挙権を有しない者）・四三（選挙権のない者の投票）・一三七の三（選挙権
及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止）・二二九（事前運動、教育者の地位利用、
戸別訪問等の制限違反）・二五二（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の
停止・本法附二〔戸籍法の適用を受けない者の選挙権、被選挙権の停止〕、令一〇の三
（選挙権を有しない者の通知）・五九の四（郵便等による不在者投票における投票用紙及び
投票用封筒の請求及び交付）、政治資金規正法二八（選挙権及び被選挙権の停止）自
治法七（市町村の廃置分合及び境界変更）・一〇（住民の意義及び権利義務）・一一（住
民の選挙権）・一八（選挙権）・八五（解散及び解職投票の手續に関する公職選挙法の準
用）・二六二（特別法の住民投票に関する公職選挙法の準用）・二九一の六（直接請求）
住民基本台帳法四（住民の住所に関する法令の規定の解釈）、民法四（成年）・二二（住
所）・一四〇（期間の起算点）・一四三（暦による期間の計算）、年齢計算ニ関スル法律、
国籍法一（この法律の目的）

（被選挙権）

第十条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

- 一 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者
- 二 参議院議員については年齢満三十年以上の者
- 三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの
- 四 都道府県知事については年齢満三十年以上の者
- 五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの
- 六 市町村長については年齢満二十五年以上の者

第二章 選挙権及び被選挙権 一〇条

施行令

第四章 選挙人名簿

第十九条 選挙人名簿

（永久選挙人名簿）
第十九条 選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月（第二十二條第一項及び第二十三條第一項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

3 選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

4 選挙を行う場合において必要があるときは、選挙人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）を用いることができる。

5 選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條の規定は、適用しない。

本条…全部改正〔昭和四一年六月法律七七号〕、二項…一部改正〔昭和四三年五月法律三九号〕、一・二項…一部改正〔昭和四四年五月法律三〇号〕、一・二項…一部改正・三項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下〔平成九年一月法律一七号〕、一・四項…一部改正〔平成二二年五月法律六二号〕、四項…一部改正・五項…追加〔平成二四年二月法律一五二号〕、四項…一部改正〔平成二八年六月法律六二号〕

〔参照〕法三〇（選挙人名簿の再調製）、令三二の二（選挙人名簿の保存）・三五一（選挙人名簿又はその抄本と対照して投票用紙を交付）、一四の二（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）、一四七①V（事務の区分）、自治法八五（解散及び解職投票の手続に関する公職選挙法の準用）、二六二（特別法の住民投票に関する公職選挙法の準用）、二九一の六（直接請求）、農委法一一（公職選挙法の準用）

第三章 選挙人名簿

（選挙人名簿を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準）
第十條 市町村の選挙管理委員会は、法第十九條第三項の規定により選挙人名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する場合には、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録、磁気ディスク及び当該選挙人名簿に記録されている事項の利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項に規定する場合においては、当該選挙人名簿に記録されている事項が投票管理者、開票管理者又は当該市町村の選挙管理委員会の職員（当該市町村の選挙管理委員会から選挙に関する事務を委嘱された職員及び当該市町村の委託を受けて選挙人名簿に関する事務の処理に従事する者を含む。）以外の者に電子計算機に接続された電気通信回線を通じて知られること及び当該選挙人名簿が滅失し、又は毀損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

本条…追加〔平成一〇年一月政令一六号〕、一項…一部改正〔平成二二年六月政令三〇四号〕、一・二項…一部改正〔平成二八年五月政令▲▲号〕

(選挙人名簿の記載事項等)

第二十条 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所(次条第二項に規定する者にあつては、その者が当該市町村の区域内から住所を移す直前に住民票に記載されていた住所。第二十三条第一項において同じ。)、性別及び生年月日等の記載(前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)をしなければならない。

2 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

本条：全部改正〔昭和四一年六月法律七七号〕、見出：全部改正・一項：削除・旧二・四項：一部改正(一項すつ繰上・旧三項：二項に繰上〔平成九年二月法律一七号〕、一項：一部改正〔平成二八年四月法律二四号〕)

【参照】令一〇〇二二の二(選挙人名簿)・二九(住所移転者の投票)・二四一の二(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)・一四五(選挙人名簿等の様式)、則一(選挙人名簿の様式等)

(被登録資格等)

第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民(第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次項において同じ。)で、その者に係る登録市町村等(当該市町村及び消滅市町村(その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。第三項において同じ。))をいう。以下この項及び次項において同じ。)の住民票が作成された日(他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした

法 第四章 選挙人名簿 二〇条―二一条

施行令

○公職選挙法施行規則

(昭和二十五年四月二十日)
総理府令第十三号

沿革

昭和二十六年三月一九日総理府令第九号、二十七年八月一六日同第五六号、二八年四月一日同第二二号、八月七日同第四〇号、一月二二日同第八五号、一九九年四月二七日同第二〇号、一月二八日同第四四号、三〇年一月三一日同第四八号、九月五日同第四三号、三一年三月一五日同第九号、六月六日同第四九号、一月二二日同第九二号、三二年四月二〇日同第一九号、七月二九日同第四三三号、三三年四月二二日同第二九号、三四年三月二四日同第一〇号、三五年七月一日自治省令第三号、一月二二日同第一四号、三七年五月一日同第七号、八月〇日同第一六号、一月二二日同第二六号、三八年一月二四日同第一号、四月一日同第一号、八月一日同第二一号、一月三〇日同第三〇号、三九年八月二五日同第二四号、一月二一日同第三一号、四月一日同第一〇号、三〇日同第一三三号、四一年八月一七日同第一九号、一月〇日同第二四号、四二年三月二七日同第六号、四三年五月二二日同第一四号、六月一三日同第一七号、四四年五月一六日同第一四号、八月二二日同第二六号、四月一年一月二三日同第一号、四月七号、五一年五月二二日同第一六号、一月二二日同第四五号、五〇年九月二七日同第二〇号、五二年五月二四日同第一二二号、五三年七月五日同第一六号、五五年五月二四日同第一三三号、五六年四月二四日同第一二二号、五七年九月二七日同第二二二号、五八年三月一一日同第七号、四月二六日同第一五号、六一年三月三一日同第五号、六二年三月三日同第三号、平成元年四月一四日同第一六号、六月二八日同第二七号、四年四月一日同第一〇号、一月二一日同第三一三号、六年一月二五日同第四一四号、七年三月一〇日同第五一〇号、一月二二日同第三三六号、一〇年一月三〇日同第一号、三月三一日同第一三三号、一一年一月一一日同第一一〇号、一月一四日同第三三六号、一月一七日同第四一四号、一二年二月九日同第六六号、五月一七日同第三四号、九月一四日同第四四号、一月二二日同第五六号、一三年六月六日同第二八号、一四年三月三〇日同第四一四号、一五年一月六日同第一一〇号、一月三一日同第二八号、三月二八日同第五五号、七月二四日同第一〇〇号、一月〇日同第一三三号、一月二二日同第一四四号、一六年四月二二日同第八二二号、一七年三月二八日同第二二二号、一月二二日同第三四八五号、九月二九日同第一一七号、一月〇日同第二二二二号、一月二二日同第一四九号、一九年二月二三日同第一一四号、二〇年三月一九日同第二六号、一月〇日同第一一三三号、二二年四月一日同第四一四号、二三年六月二九日同第五八号、二四年四月九日同第四一四号、二五年二月二七日同第八号、五月二四日同第六〇号、二六年七月一日同第五六号、二七年一月三〇日同第九二二号、二八年四月八日同第四八号、五月二二日同第五六号、日同第二号

第一章 選挙人名簿等の様式

章名：追加〔昭和二十七年八月総理令五六号〕

(選挙人名簿の様式等)

第一条 選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調

公職選挙法施行規則

製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿は、当該選挙人名簿に記載されている事項を記載した書類を別記第一号様式に準じて調製できるものでなければならぬ。

3 磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿に記載されている全部の事項を記載した書類及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）第十九条第一項に規定する選挙人名簿記載書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

4 選挙人名簿の抄本及び磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿に記載されている一部の事項を記載した書類は、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。

一項：一部改正・二・三項：追加〔昭和四一年八月自治令一九号〕、二項：一部改正・三項：削除〔昭和四四年五月自治令一四号〕、見出：全部改正・一項：一部改正・二・三項：追加・旧二項：一部改正し四項に繰下〔平成一〇年一月自治令一号〕、三・四項：一部改正〔平成一五年二月総務令二八号〕

（縦覧に供する書面の様式）

第二条 法第二十三条第一項の規定による縦覧に供する書面は、別記第三号様式に準じて調製しなければならない。

本条：全部改正〔昭和四四年五月自治令一四号〕、一部改正〔平成一〇年一月自治令一号〕

（選挙人名簿登録証明書の交付の申請等）

第三条 令第十八条第一項の規定による選挙人名簿登録証明書の交付の申請は、船員手帳又は船員であることを証する書面を添えて、文書でなければならない。

2 前項の文書は、別記第四号様式に準じて作成しなければならない。

3 令第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書は、別記第四号様式の二に準じて調製しなければならない。

本条：一部改正〔昭和三〇年九月総務令四三三号・四一年八月自治令一九号〕、全部改正〔昭和四四年五月自治令一四号〕、一・三項：一部改正〔平成一〇年一月自治令一号〕

（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出）

第三条の二 法第二十八条の二第二項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために閲覧の申出をする場合 申出に係る選挙人の氏名、住所その他の当該選挙人を特定するに足りる事項

二 公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である申出者（選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者をいう。以下同じ。）が政治活動（選挙運動を含む。次号及び次項第二号ロにおいて同じ。）を行うために閲覧の申出をする場合 次に掲げる事項